

経営者保証についてお悩み事はございませんか？

埼玉県信用保証協会は、
「経営者保証を不要とする融資」の
促進に取り組んでいます。



例えば、

『既存の借入の経営者保証を解除したい』

『経営者保証を提供せずに資金調達したい』 など

信用保証協会では、以下に該当する法人の場合、
経営者保証を不要とすることができる可能性があります。

- 経営者保証を不要とする取扱い
- 経営者保証を提供しないことを選択できる制度
- スタートアップ創出促進保証制度(SSS保証)

内容につきましては、裏面をご覧ください。



詳しくは、お取引のある金融機関・商工会議所・商工会・信用保証協会までお問い合わせください。



埼玉県信用保証協会

経営者保証を不要とする保証の取扱い

以下のいずれかの類型に該当する法人の場合、経営者保証を不要とする取扱いができる可能性があります。

類 型	要 件
金融機関連携型	以下の要件すべてを満たしていること ① 申込金融機関のプロパー融資において、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある(もしくは、同じタイミングで上記と同内容の融資を行う)。 ② 「直近の決算において債務超過でない」かつ「直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない」。 ③ 法人と経営者との一体性解消が図られていることを申込金融機関が確認している。 など
財 務 要 件 型	直近決算期において一定の財務要件を満たしている。
担 保 充 足 型	法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。
そ の 他	個別の事案において、経営者保証を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認められる。

経営者保証を提供しないことを選択できる制度

以下の要件に該当する法人の場合、信用保証料の上乗せを条件として経営者保証を不要とすることが可能となります(利用可能な金額には一定の上限があります)。

項 目	事業者選択型経営者保証非提供制度 (横断的 制度)	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証 (国補助 制度)
主 な 要 件	(1) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていない。 (2) 次のいずれかを満たすこと ① 直前決算において、債務超過でない。(貸借対照表において「純資産の額 $\geq$ 0」) ② 直前2期の決算において、減価償却前経常利益が連続して赤字でない。	
保 証 料 率	主な要件(2)①および②のいずれも満たす場合	
	各制度要綱等に定める保証料率に0.25%上乗せ	0.70%~2.15% (所定の保証料率に0.25%上乗せ)
	主な要件(2)①又は②のいずれか一方を満たす又は、法人の設立後2事業年度の決算がない場合	
	各制度要綱等に定める保証料率に0.45%上乗せ	0.90%~2.35% (所定の保証料率に0.45%上乗せ)

スタートアップ創出促進保証制度 (SSS保証)

創業を予定されている方(法人設立予定の方に限る)、または創業後5年未満の法人の場合、信用保証料を上乗せ(0.2%)することで経営者保証を不要とすることが可能となります。

留 意 点	- 創業予定、または税務申告1期末終了の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です。 - 法人設立から3年目と5年目にガバナンス体制の整備に関するチェックを受けることが必要です。
-------	---

金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

信用保証協会担当窓口のご案内

さいたま営業部	保証一課	TEL : 048-647-4721	川 越 支 店	保証一課	TEL : 049-249-1681
	保証二課	TEL : 048-647-4722		保証二課	
熊 谷 支 店	保証課	TEL : 048-521-5221	春日部支店	保証課	TEL : 048-731-7311